

吉備国際大学研究紀要
(人文・社会科学系)
第26号, 41-62, 2016

プライバシーの多義性と文脈依存性をいかに取り扱うべきか：Nissenbaumの 文脈的完全性とSoloveのプラグマティズム的アプローチの検討

大谷 卓史

**How should we treat the ambiguity and the context-dependency of privacy in order to manage it?
Nissenbaum's contextual integrity framework and Solove's pragmatic approach**

Takushi OTANI

Abstract

This paper explores the problems of the ambiguity and the context-dependency of privacy by critically reviewing Nissenbaum's contextual integrity framework and Solove's pragmatic approach. The word "privacy" can refer to various things, such as "the right to be left alone," secrecy, limited access to the self, control over personal information, personhood, or intimacy, but we have difficulty finding core characteristics common to all. There are two primary groups of privacy scholars. One group believes that there is something fundamental and distinctive about the concerns that are called privacy concerns. The second group of privacy commentators disagree with the former, and think privacy can be reduced into other values, such as property right, liberty, and security. Because of this ambiguity, conceptualizing of privacy is a difficult task. On the other hand, raising privacy concerns depends on the context in which parties are involved, what kind of information is communicated, and what kind of relationship exists between parties. The context-dependency makes it difficult to predict whether privacy concerns will appear or not in problem situations. Nissenbaum and Solove invented their own approach to privacy in order to manage it well by avoiding these two problems. In this paper, we examine their approach by comparing and clarifying their merits and limits.

Key words : privacy, information ethics, contextual integrity, pragmatic approach to privacy
キーワード : プライバシー, 情報倫理学, 文脈的完全性, プライバシーへのプラグマティズム
的アプローチ

1. 問題設定

本稿は、2000年代以降に登場したプラグマティックなプライバシー論（pragmatic theories on privacy）において、プライバシーの多義性と文脈依存性の問題がどのように取り扱われたか批判的に検討し、その特徴・長所と限界を解明することを目的とする。

2000年代以降、法学・倫理学分野におけるプライバシー研究の重要な一部が、プライバシー概念の定義という課題からより効果的管理へとその主要な関心を移してきたことを示し、そのうえで、これらプラグマティズム的（pragmatic）と形容できる研究思潮について、その長所と限界を明らかにする。

19世紀末、明示的に権利として保護するべしとの提案がWarren and Brandeis（1890）によって示されるよりも前に、プライバシーに相当する感覚や意識、概念は、おそらくすべての人類社会に共通に存在してきた（Westin 1967: 8-22）。

20世紀に入って、米欧においてプライバシーの保護を認める判決が下されるなかで、プライバシーに対する一定の社会的理解が生まれてきた。米国においては、Prosser（1960）のプライバシーの不法行為の4類型論が判例学説上よく知られている。日本においては、堀部の古典的著作（堀部 1988）などによって、現代におけるプライバシーとは自己情報コントロール権であるとの理解が広まっている。

ところが、私たちの日常的なプライバシーという用語の使用法だけでなく、法学においても、プライバシーという概念が指す範囲または対象は、現代において必ずしも一定しない（阪本 2007; Solove 2008=2013: 20-47）。たとえば、米国の裁判例においては、プライバシーの概念は、避妊（*Griswold v. Connecticut*, 381 U.S. 479 (1965)）や人工妊娠中絶（*Roe v. Wade*, 410 U.S. 133, 138-140 (1973).）の自己決定権にまで拡張されている。

すなわち、日常語におけるルーズな用法に限ることなく、法学・倫理学等の専門領域においても、プライバシーという概念は、ある種の状態や権利、利益、自由、その他さまざまなものを指し示す豊穡とも言うべき多義性に満ちたものとなっている。

その一方で、何がプライバシー侵害かは文脈によって決まる。単なる主観的感情にもとづくプライバシー情報の保護は、表現・言論の自由の過剰な規制などの負の副次的効果が大きいので、文脈的依存性や主観的要素はできるだけ排除したいにもかかわらず、である。

後述するように、日本においては、最高裁判例によって、3要件を満たすかどうかによってプライバシー（情報）であるかどうか判断されてきたものの、この3要件では判断できないような事態も生じている。たとえば、氏名と所属から成るある種のリストをつくった場合、氏名も所属も公知のものであるが、そのリストに「ある政治団体の支持者のリスト」というタイトルをつければ、ある種の思想・信条とそれらの人々を結びつけることができる¹⁾。

また、技術やビジネス環境の変化が文脈として作用する場合もある。

これらのプライバシーの多義性と文脈依存性を解決するため、さまざまな試みが行われてきた。Schoeman（1984）の整理に基づき、DeCew（2013）は、プライバシー理論を大きく整合説（coherentist theory）と還元説（reductionist theory）に分類した。前者は表面的多義性の背景にある共通的要素を探すことで、後者はプライバシー概念をより基礎的概念に還元することで、概念の多義性を解消するとともに、ある情報がプライバシー情報に当たるかどうかより判断を容易にしようとしてきたと考えられる。

2000年代以降登場した新しいアプローチは、従来の整合説と還元説の分類には収まらない要素を有し、情報プライバシーの現実的な管理を行える基礎的な思想を提供するものが見られる。このよう

に、情報社会における機密情報管理という実務的関心や問題志向のアプローチを取る研究思潮について、本稿では、「プラグマティックなプライバシー論 (pragmatic theories on privacy)」と呼ぶ²⁾。

本稿において、プラグマティックなプライバシー論として念頭に置くのは、Nissenbaum (2010) によるCI (文脈的完全性: contextual integrity) と、Solove (2008=2013) のプラグマティズムにもとづくアプローチである。この2つの理論を紹介し、その長所・特徴と限界について考察を加える。

本稿での議論は、以下のように進める。第2節においては、プライバシーの多義性と文脈依存性についてより詳細に論じる。プライバシーの多義性については、Schoman (1984) とDeCew (2013) の整合説と還元説の分類にもとづき、従来のプライバシー学説を概観する。また、プライバシーの文脈依存性に関しては、非センシティブな公知情報がセンシティブ情報となりえる可能性の公知情報からセンシティブ情報が推測される可能性について、主に論じる。第3節では、2000年代以降のプラグマティックなプライバシー論とその特徴を要約できる2つの学説を紹介し、それぞれの長所と限界を解明する。最終節においては、以上の分析に基づき、今後のプライバシー研究の展望を行う。

2. プライバシーの多義性と文脈依存性

(1) プライバシー概念の多義性

Warren and Brandeis (1890) の先駆的業績以来、プライバシー概念は、米国においては、主に法学および法実務の分野で発展してきた (新保 2000 ; 石井 2008)。

Prosser (1960) の画期的業績によって、法的なプライバシー概念は「不法行為法におけるプライバシー権」と理解するのが有力であるものの、必ずしも、この枠組みに収まるわけではない。また、現代

日本における自己情報コントロール (権) がプライバシー (権) であるという理解も、米国においては、定説というわけではない (阪本 2008)。

Prosser (1960) は、米国におけるプライバシーに関連する不法行為法裁判例を分析し、不法行為法におけるプライバシー侵害について、次の4類型を見出した。

- 1) 原告の隔離状態または孤独状態への侵入、もしくはその私生活への侵入 (「私生活への侵入」類型)
- 2) 原告が恥を感じるプライベートな事実の公共的開示 (私事の開示類型)
- 3) 公衆に原告の誤った印象を与えるような公表 (「虚偽の光」 (“false light”) 類型)
- 4) 原告の名前や肖像の営利目的での盗用 (盗用類型)

この類型論においては、1) および2) においては、原告の心理的苦痛が保護されるべき利益であり、2) と3) においては、名誉と社会的評価、4) においては財産的利益 (専有の利益) であるとされる。

同類型論は、不法行為法において、プライバシー侵害があったかどうかを判断する目安としてきわめて有用であり、プライバシー権の理解としても有力である。

しかし、その後プライバシー権の概念が、避妊 (*Griswold v. Connecticut*, 381 U.S. 479 (1965)) や人工妊娠中絶 (*Roe v. Wade*, 410 U.S. 133, 138-140 (1973).) の自己決定権に拡大するとともに、情報技術の発展と普及によって、この類型には収まらないプライバシー侵害の懸念が登場する。

たとえば、対象となる人物の同意のない監視・追跡はプライバシー侵害の懸念はないだろうか。スマートフォン (スマホ) のアプリケーションにおいては、内蔵するGPS (全球位置情報システム) による情報や、端末が通信する相手たる基地局情報によって現在位置を測定する位置情報データ利用が進

んでいる。これらの位置情報データを利用して、人物や自動車などの監視・追跡が可能となっている。また、Cookieを用いてブラウザを識別し、ユーザーのサーバー利用履歴を記録して、ユーザーの関心や嗜好等を推測するプロファイリングにも、プライバシー侵害の懸念がある。

Prosserの4類型は、上記の例に限らず、情報技術の発展・普及によって生じた、これらの新しいタイプのプライバシー侵害の懸念を捉えきれない(Solove 2008=2013: 142)。

一方、現代におけるプライバシー(権)を自己情報コントロール(権)とする見方も、日本以外では、必ずしも主流ではない(阪本 2007)。多くの論者が、プライバシーが何であるかについてさまざまな主張を行ってきた。情報倫理学者のTavani(2008)は、これらの主張を次の4つに分類する。

- 1) 人の物理的空間に関する侵入拒否としてのプライバシー：物理的／アクセス可能性プライバシー Warren and Brandeis (1890)の「放っておいてもらう権利」に由来するプライバシー概念とされる。
- 2) 選択の際に干渉されないというプライバシー：意思決定的プライバシー 避妊・人工妊娠中絶の自己決定権に加えて、「親密さに関する意思決定」の領域(Inness 1992: 140)も含むとされる。
- 3) 思想・個人アイデンティティに関して介入されない／干渉されないこととしてのプライバシー：心理学的／精神的プライバシー 心理的な静穏さの保護と妨害に係わるプライバシー。パーソナリティーや人格性(personhood)という観点からプライバシーを定義する理論が分類する。たとえば、パーソナリティーの不可侵性にプライバシーの根拠を求めるWarren and Brandeis (1890)や、人格性に訴えるBenn (1971)とFreund

(1971)、「中核的自己」と個性の保護を重視するWestin (1967)およびMcCloskey (1985: 349-350)などがある。

- 4) 個人情報のコントロール／個人情報へのアクセス限定としてのプライバシー：情報プライバシー 個人情報の収集・管理・利用・送受信等にかかわるプライバシー。情報技術の発展によってもっとも影響を受けるタイプのプライバシー。

ところが、この分類は必ずしも相互排他的とは思えない。たとえば、物理的侵入があれば心理的な静穏さは侵されるだろうし、やはり個人情報のコントロールができない事実によっても心穏やかではないだろう。また、人格性やパーソナリティーを基礎として、情報プライバシーの価値を基礎付けることもできる。たとえば、Reiman (1995)は監視によって人びとは自律を失い大勢順応的になるとして、監視によるプライバシー侵害を非難した。この点においても、監視によって情報プライバシーが侵されると、自律という心理的／精神的価値の喪失が生じるという関係がある。また、この自律は、当然のことながら意思決定的プライバシーとも関係する。

つまり、Tavaniの分類は、プライバシーと呼ばれるものの分類としては、その境界があいまいだと言わざるを得ない。この分類の境界の曖昧さは、論者によるプライバシーの定義に関する意見の不一致を反映しているものにほかならない。

一方、Solove (2008=2013: 1-16)によれば、プライバシーとは何かに関する主張を大まかに分類すると、次の6通りに分類できる。

- 1) 放っておいてもらう権利 (the right to be let alone) (Warren and Brandeis 1890)
- 2) 自己へのアクセスの限定 (Bok 1983=1997; Gross 1967; Van Den Haag 1971; Allen 1988; Gavison 1980; Moor 1994; Tavani and Moor 2001など)

- 3) 秘密 (Posner 1981=1991: 247; Jourard 1966 など)
- 4) 自己情報のコントロール (権) (Westin 1967: 7; Miller 1971=1974; Fried 1968; Rachels 1975など)
- 5) 人格性 (personhood) (Warren and Brandeis 1890; Benn 1971; Freund 1971; Bloustein 1964など)
- 6) 親密性 (intimacy) (Innes 1992; Fried 1964; Gerety 1977など)

これらは、プライバシーの定義 (definition) や特徴づけ (characterization) と呼ばれるが、それぞれの概念はプライバシーと呼ばれるさまざまなもの——権利、状態、現象、社会慣習等の性質や特徴の一部をうまく表現できても、その他の同様にプライバシーと呼ばれる事柄には当てはまらないことが少なくない。

たとえば、私的領域に秘匿されていたある種の情報が公的領域にさらされるのがプライバシー侵害であると考え、Google Street Viewによる情報の収集がなぜプライバシーに対する懸念を喚起するかが理解できなくなる (Kawaguchi and Kawaguchi 2012)。Nissenbaumは、現代社会においては家庭などの私的領域におけるプライバシーの保護ではなく、さまざまな公的領域におけるプライバシーが、監視や情報収集、記録保管、データ漏洩などの形で脅かされていると指摘した (Nissenbaum 1998)。

1960年代、情報技術の発展から、WarrenとBrandeisの「放っておいてもらう権利」から、自己情報のコントロール (権) へと、プライバシー概念は変容したのだと、日本においては説明されるが、やはり放っておいてもらう権利の重要性も衰えてはいない。

さらに、DeCew (2013) は、プライバシーの概念を情報プライバシー (informational privacy) と

自己決定権的・自律的プライバシー (constitutional right to privacy) の2つに分類する。前者は、知覚を含む自分自身についての情報へのアクセスを制限したり、情報のコントロールを行ったりすることを含む。後者は、前述のように、米国において、避妊および人工妊娠中絶の自由が裁判例を通じて確立していく中で、見出された権利 (自由) である。この分類は非常に明晰であるものの、家庭などの私的領域の物理的保護に関するプライバシーは無視されている。

このように、プライバシー概念の定義について論者の意見がほとんど一致しない現象を捉え、Solove (2008=2013: 17-55) は、法学者・哲学者・倫理学者はプライバシー概念の定義に失敗してきたとし、プライバシー概念について新しい理解が必要だと主張する。

(2) プライバシー概念の整合説と還元説

DeCew (2013) は、Schoeman (1984) におけるプライバシー学説の整理をもとに、プライバシーの定義に関する理論を、整合説 (coherentism) と還元説 (reductionism) の2つに大きく分類した。

整合説とは、プライバシーと呼ばれる何ものか、また、プライバシーに関する主張には、根本的かつ弁別の特徴を有し、整合的であるような何らかの共通要素があり、プライバシーはそれじたいで価値があるとみなす立場である。

プライバシーについて考察する多くの論者は、前者の整合説の立場を取るように見える。彼らは、プライバシーと呼ばれるものの共通要素を見出し、その定義を行うことを重要な課題と見なしている。ところが、すでにみたように、プライバシーの多義性によって、決定的な定義は導けないことになる。

一方、還元説とは、プライバシーには固有の価値はなく、プライバシーと呼ばれるものも名前だけが共通であって、表面的類似があるに過ぎないと考え

る。この結果、プライバシーは、自由や財産権、身体安全などのほかの価値に還元できるとされる。

前出のProsser (1960) のプライバシー侵害の不法行為の類型論は、プライバシー侵害とされる裁判例では、4つの異なる侵害類型とそれに対応する個別の複数の利益が問題とされてきたと整理することで、還元説に道を開いたと評価される(水谷 2004: 54; Bloustein 1964)。

還元説を取る論者のうちもっとも著名なのは、Thomson (1975) である。彼女は、「簡略化仮説」(the simplifying hypothesis) によって、プライバシー権は、財産権や人身にかかわる権利 (right over person)³⁾ に置き換えられるもので、置き換えられない場合には、権利侵害行為ではなく、ただ悪い行為にすぎないとする。つまり、プライバシーの権利は、「『派生的』権利 (a “derivative” right)」にすぎない。

これに対して、水谷 (2004: 54-55) は、「又聞きで入手したきわめて個人的でセンシティブなゴシップ情報……を種にしたおしゃべりを楽しむこと」は、なんら法的な権利侵害ではないとしても、プライバシーにかかわるそのような話はすべきではないと考えることは十分に可能だろうと指摘する。つまり、プライバシーは法的権利として確立できなくとも、何らかの有意義な倫理的概念であると見なされる。

ところが、同じ還元説であっても、プライバシーを他の価値に還元するThomsonらとは違い、プライバシーは無価値であるとする論者もいる。代表的な論者は、法と経済学という新分野を開拓した著名な法学者のPosner (1978) である。彼は、市場における情報の非対称性問題からの類推として、プライバシーは「自己自身についての面目を失わせる諸事実を秘匿する権利」であって、自分の周囲の世界を操作する一種の権力を求めているとする。市場の比喩から考えると、こうした情報の秘匿は社会的には利益がない。

「隠すものが何もない」ので、政府の無制約の監視に賛成するという素朴な意見は、自分にとっての不利益情報を隠す権限や権力がプライバシー権だという理解と共通する認識を有しているように思われる (Solove 2010)。

(3) プライバシーの文脈依存性

一方で、プライバシーには文脈依存性がある。すなわち、同じ個人情報がある人AからBに伝達した場合、さまざまな状況・文脈によって、それがプライバシー侵害の懸念を生む場合もあれば、逆に何ら問題にならない、または何らかの理由から推奨される場合もある。何がプライバシーであるか、また、何がプライバシー侵害であるかは、文脈によって左右されると考えられる。

日本においては、最高裁判例によって、プライバシーとは、①私生活に関して (私事性)、②公けには知られておらず (非公知性)、③一般人なら羞恥困惑を覚え公開を欲しない事柄の3つの要件があるとされる (岡村 2010: 102)。

ところが、近年になって、この3要件を満たさない場合においても、プライバシー侵害が認められる裁判例が現れている。たとえば、いわゆる「江沢民主席講演会事件」(最高裁第二小判平成15年9月12日)⁴⁾ においては、大学が江沢民主席講演会を企画して学生に申込みを募った。参加者は学生以外に、教職員やプレス、その他一般があった。警視庁は、警備上の理由からこの申込者の名簿を要求し、同大学は、申込者に断ることなく名簿を提供した。このリストは、「中華人民共和国主席江沢民閣下講演会参加者」との表題があった。参加者名簿が警視庁に提供されたと知った申込者の学生が、学籍番号・氏名・住所・電話番号にかかわる情報は、プライバシーに当たるとして、裁判を起したものである。最高裁判決では、名簿には氏名等の情報のほかに、この講演会に参加を申し込んだ学生であるという情報が

含まれ、このような個人情報プライバシーに当たり、法的保護の対象となるとした。したがって、参加者に無断で警視庁に開示した行為は、プライバシー侵害に当たるとされた。

この裁判例においては、「自己が欲しない他者にはみだりに開示されたくない」と考える情報には、開示されない期待があり、この期待は保護に値するとされた。

つまり、同判決は、文脈によっては、公知である氏名等の情報もプライバシー情報になること、みだりに開示されない期待がプライバシー情報の根拠となりえることを示したと考えられる。

また、プライバシーは文化・社会に対して相対的というだけでなく（Solove 2008=2013: 68-87）テクノロジーやビジネス、社会の変化によって、人びとが開示されたくないと思う情報の種類は変化する。平成18年9月の内閣府の「個人情報保護に関する世論調査」は、参考資料として「他人に知られたくない個人情報」の経年的推移を示している。

同資料によれば、昭和56年（1981年）の調査では、病歴・身体の障害などの記録を知られたいとする者は調査対象者の8.2%、学歴・職歴を知られたいとする者は8%である一方、現住所・電話番号は、3.2%の者のみが知られたいとしていた。平成15年（2003年）の調査では、病歴・身体の障害などの記録は40.9%、学歴・職歴は39.7%の者が知られたいとする一方、現住所・電話番号は42.9%の者が知られたいとするようになった。

この間、住民基本台帳ネットワークの稼働や、個人情報保護法の制定をめぐって、現住所・電話番号などの公知の情報であっても個人情報であり、保護されるべきとする報道や、現住所・電話番号などの情報を悪用する「振り込め詐欺」が同年から盛んになったなどの事情によるものと思われる（警察庁2004: 144）⁵⁾。

すなわち、社会情勢などによって、何が「自己が

欲しない他者にはみだりに開示されたくない」情報であるかは変化しうることがわかる。

よりミクロな状況においても、どのような情報を開示することが適切であるかが、文脈によって規定されることが知られている。たとえば、住宅ローンの申込みのため、銀行の融資担当者に対して、家庭の財政状況を詳細に開示することは適切であろうが、かかりつけの医師に対して、問診中に家庭の財政状況を告げるのはかなり奇異に見えるであろう。一方で、医師との問診中に、最近気がかりな、時折局部に感じる微妙なゆみについて話すことは、医師が患者の身体の変調を知るために重要な情報であるかもしれないが、銀行の融資担当者に住宅ローンの相談中に話すことはかなり奇妙なことである。二人きりでいる居間や書斎で、家族との感情的行き違いについて涙ながらに親友に訴えるのは理解しがたいとはいえない行動であろうが、やはり特別に親しくない銀行の融資担当者こうした精神的悩みを話すのはかなり常識外れなこととなる。

逆に、ある文脈において自分から開示すると奇妙であるような情報は、その文脈において聞き手側が強制的に聞き出そうとするならば、プライバシー侵害が起きると予測できる。このような観察が、後述するNissenbaumの文脈的完全性（contextual integrity）の概念の基礎にはある。

そして、一見無害な情報の組み合わせによって、機微な個人情報が露わにされ、プライバシーの懸念が生じることが知られている。倫理学者のGavison（1980）が示した古典的事例では、パーティーで出会った神父が「私が公職について最初に受けた懺悔は、殺人の告白だったのです」と話す一方、そのあとに出会った人物が「あそこにいる神父さんに最初に懺悔したのは私です」と伝えた場合があげられている。つまり、2つの一見無害そうにも見える（神父の告白はやや衝撃的だが）情報を組み合わせることで、殺人の告白が生じてしまうのである。

さらに、現代においては、個人を特定するとは一見見えず、機微でもないような情報を大量に収集して、それを適切に分析することで、機微な個人情報を明らかにすることも可能となりつつある。

日常的に入手ができる情報を大量に蓄積して分析することで機微情報が推測される著名な例は、米国のスーパーマーケットTargetが開発した買い物履歴から妊娠の徴候を推測するプログラムであろう(Duhigg 2012; Balocas and Nissenbaum 2015)。

より効果的かつ効率的に広告を行うため、潜在的購買者やユーザーのプロファイルを分析する行為は、インターネット通販等で日常的に行われている。このなかで、「自己が欲しない他者にはみだりに開示されたくない」情報が露わになり、他者に知られてしまう可能性も生まれている。

(4) 小括：プライバシーの多義性と文脈依存性

本節においては、プライバシー概念の定義における多義性と、プライバシー侵害の文脈依存性について論じた。

プライバシー概念の多義性に関しては、さまざまな要素がプライバシーという同一の名称で呼ばれている状況が存在し、これらのプライバシーと呼ばれるものの相互関係に関しては、従来は整合説と還元説の対立があった。整合説は、プライバシーと呼ばれるものには分母となる共通要素があって、プライバシーにはほかの価値に還元されない価値があると考えられる。一方で、還元説は、共通要素は存在せず、プライバシーと呼ばれるものはそれぞれ別の価値へと還元がされると考える立場である。この2つの立場の対立は現在も続く。

プライバシーの多義性を前提とすると、プライバシーに関する議論は常にすれ違い、共通の理解を得られず、有効なプライバシー管理の方法を社会的に導入することが困難になると思われる。

また、同一の情報であっても、プライバシー侵害

やプライバシーの懸念があるかどうかは文脈によって左右されるが、このプライバシー侵害の文脈依存性の原因としては、①新しいテクノロジーやビジネス、犯罪の登場などの社会の大きな範囲に影響を及ぼす変化や、②個別の状況における情報の送信者・受信者の役割や関係、情報の種類、③複数の情報の組み合わせや推論によるセンシティブ情報の暴露などがある。上記の②と③の要因に関しては、情報そのものの有する文脈依存性に大きく影響されている(Barwise and Perry 1983=1992; 土屋 2009: 1-172)。

②と③のように、ミクロな状況ごとにプライバシー侵害があったかどうか判断しなければならないとすると、プライバシーに関する一般的理論を構築することは不可能ということになるだろう。

3. プライバシー管理原則の探究：2つの研究アプローチ

2000年代になって、プライバシーに関する研究で注目すべき潮流は、プライバシーの定義や特徴づけを行わないか、あるいは、ごく簡単に特徴づけを行ったうえで、むしろ比較的具体的な状況や文脈、問題に着目して、実際にプライバシー管理を行ううえで従うべき原則を探究しようとするものである。ここで、筆者が念頭に置くのは、(1)Nissenbaum (2004; 2011)の文脈的完全性(CI: contextual integrity)、(2)Solove (2008=2013)のプラグマティズム的アプローチ(pragmatic approach)の2つの理論である。

すでに述べたように、プライバシーの多義性と文脈依存性によってプライバシーの定義は挫折する可能性が高い。いずれのアプローチも共通要素を求める整合説的な定義を断念する一方で、還元説とは異なりプライバシーに価値を認めたとうえで、情報社会におけるプライバシーの効果的な管理とプライバシー侵害の救済を行おうという共通の意図を有するよう思われる。

本節においては、この2つの理論・学説についてそれぞれ概略を紹介し、その意義と限界を示す。

(1) Nissenbaum (2004; 2010) の文脈的完全性 (CI: contextual integrity)

Nissenbaumは、社会的状況におけるプライバシー情報のやり取りに着目する。この社会的状況（文脈 context）において情報のやり取りが、プライバシーにかかわる法や慣習（「すでに確立された文脈相関的な情報規範」）に照らして適切であれば、プライバシー侵害は起きておらず、もし不適切であれば、プライバシーが侵害されていることになる。

状況を支配する法・慣習という規範は、文脈依存性的である。つまり、情報のやり取りをしているのはどのような役割の人物であるか、その人物たちはどのような関係にあるのか、情報の種類がどのようなものであるか、どのような規範が支配しているかなどが、それぞれの状況によって規定されている。

すなわち、プライバシーの文脈依存性を認容したうえで、その文脈依存性からプライバシーを扱おうとするアプローチである。

ただし、個別的状況に着目するわけではない。CIにおける文脈とは、典型的な活動、役割、関係、権力構造、規範（ルール）、内的価値（目標や目的）によって特徴づけられる構造化された社会的状況を指す（Nissenbaum 2011: 132）。つまり、個々の状況ではなく、個々の状況を一般化したある種の状況のタイプが、CIで言うところの状況に当たる。

状況における情報の流れの適切さがプライバシーが保護されているかどうかの指標（目安）となる。一般的に、プライバシーは情報が流れないようにすること、情報へのアクセスを制限することという見方があるのに対して、Nissenbaumは次のように批判する。「人びとが非常に気を配るのは、情報の流れをただ制限するのではなく、その流れが適切であると保障することである。そして、ここでの適切な

流れの説明は、文脈的完全性の枠組みを通じて与えられる」（Nissenbaum 2011: 2）。

ある実践がプライバシーを侵害しているかどうかという評価は、すでに確立された文脈相関的な情報規範（entrenched context-relative information norm）によって決まるとされる（Nissenbaum 2011: 140-147, 159）。

文脈相関的な情報規範を特徴づける変数は4つある。すなわち、文脈（contexts）と行為者（actors）、（情報の）属性（attributes）、伝達原則（transmission principles）である（Nissenbaum 2011: 140-147）。

1) 文脈（contexts） 文脈は、情報規範と共構築的（つまり、相互に影響を与えながらつくられる）であって、規範の適用条件、主体にとってどのような行為が許されるかを定める状況である。

2) 行為者（actors） 情報の帰属される主体（情報主体）、および情報をやり取りする主体。その主体の役割において、どのような情報を送信・受信できる資格／能力（capacities）があるかによって、文脈相関的な情報規範に影響を与える。

日常生活を観察すると、人びとが有する人間関係（経営者と従業員、司祭とミサの参加者、医師と患者、夫と妻、親と子など）によって、どのようにお互い振る舞うのが適切か、お互いについてどのような種類の知識をどの程度共有するのが適切かが決まっている（Rachels 1975）。

3) （情報の）属性（attributes） 情報のタイプ。上記の「どのような種類の知識をどの程度」共有するかというときの情報の属性、タイプ、本性に当たる。前記の情報主体と情報の送信者・受信者との関係、情報主体と情報の送信者・受信者の役割によって、送信・受信が適切である情報のタイプは変わる。上記の2.

(3)で見たように、ある状況におけるある役割の者同士での送信・受信は適切であっても、別の状況における別の役割の者同士では奇妙であったり、場合によっては、プライバシー侵害になるような属性の（個人）情報がある。

- 4) 伝達原則 (transmission principles) ある文脈における参加者間の情報の流れを統制する制約のこと。ある文脈においてある役割の行為者間であるタイプの情報の情報伝達が行われる際の条件 (terms and conditions) を表現する。この条件には、秘匿すべきという機密性 (confidentiality) やお互いに知らせ合うべきという相互性 (reciprocity), 当然情報を送受信されるべき資格があるとか (desert), そうすべき権限があるとか (entitlement), 情報を知らせなくてはならない・知らなくてはならないという強制性 (compulsion), 情報を知らせるべき必要性 (needs) などがある。情報の取得に通知・同意が必要であるとする自発性のルールも、この伝達原則が提供する (Nissenbaum 2011: 145)。

これらの変数に着目する基本的枠組みを用意したうえで、Nissenbaumは、CIにもとづく発見的方法を使って着目した状況を分析することによって、新しい情報サービスやテクノロジー、ビジネスなどの新しい実践が導入される場合、プライバシー侵害の訴えが起こる可能性が予測できるとする (Nissenbaum 2011: 148-150)。

ここで、「発見的方法」とは、新しい実践が導入される場合、それ以前と以後のCIの枠組みを比較して、どんな変化が生じるか、それとも生じないのを見えるという方法である。ここでは、次のように作業を行う。

- 1) 支配的な社会的文脈が何かを決定する。

- 2) 鍵となる行為者がどのような役割・資格・権限等を有するかを決定する。

- 3) 影響を受ける情報がどのようなタイプであるか確認する。

- 4) 伝達原則がどのように変化するか確認する。

上記の4つの要素のうちいずれかになんらかの変化が生じる場合、プライバシー侵害の訴えが起こる可能性があるため、注意する必要がある (Nissenbaum 2011: 181-183)。

さらに、影響を受ける道徳的・政治的要素や、文脈の価値・目標・目的を考慮することで、プライバシー侵害のトラブルが生じるかどうかより明確に見ることができるとされる (Nissenbaum 2011: 181-183)。

プライバシー管理におけるCIの利点は、次の3点である。

- 1) 多義性問題の回避 プライバシーの定義に踏み込まないので、プライバシーの多義性に悩まされることなく、プライバシー侵害の予測に専念できる。

- 2) 文脈を考慮した一般的取扱い プライバシーの文脈依存性に取り組み、文脈を構成する状況・行為者および情報主体・情報のタイプ・規範について、ある程度の一般性をもって、プライバシー侵害の問題を検討できる枠組みを構築した。

- 3) 従来のプライバシーの理論との整合性 プライバシーの定義を行わないものの、文脈相関的な規範を尊重することで、還元説とは違い、プライバシーの意義・価値を論じる余地を残し、従来のプライバシー理論と整合的である (Nissenbaum 2011: 81-85)。

一方、CIの限界は、次の3点である。

- 1) 類比の方法の限界 発見的方法は一種の類比の方法で、新しい事態には対応できない可能性がある。テクノロジーやビジネスの発展に

よって、ある種の文脈（社会的状況）と類比的ではないような新しい社会的状況が生まれたとき、そこでプライバシーの懸念が生じるかどうか予測することが困難な可能性がある。

- 2) 伝達原則の発見の困難性 プライバシーが現実に保護されていないにもかかわらず、それでも人びとがプライバシーを必要とする状況において、どのような伝達原則がその状況を支配すべきかアプリアリには定まらない。

たとえば、英国と植民地時代の米国において、郵便による信書の秘密は期待できなかったものの、プライバシーは必要とされ、19世紀後半に判例で米国憲法修正第4条による保護が郵便に及ぶまで、法整備が続いた (Solove 2008=2013: 82-83)。つまり、機密性という伝達原則を郵便輸送に適用すべしと異論の余地なく定まるまで、1710年の英国郵便法成立から150年以上が経過している。

- 3) 現状追認性：プライバシーの価値の減衰と喪失 従来プライバシーに属するとされてきた個人情報社会的に利用され、とくに問題視されない事例が近年登場している。

たとえば、図書館における読書記録は思想・内面の自由にかかわるセンシティブ情報とされ、令状による以外後悔しないだけでなく、多くの図書館では貸借が済むたびに消去していたとされる (大谷 2014)。ところが、利用者が貸借した図書の記録を読書通帳として提供する図書館が増加し、読書習慣を付けるためによいとして人気を集めていると、最近報道された (若松 2015)。

この事例について、CIを適用する場合、どのような規範を採用すればよいか自明ではない。従来の規範にしたがえば、読書記録は長期保存するものではないとなるかもしれな

い。一方で、多くの利用者がこのサービスを受け入れている現実を見ると、読書記録は長期保存し、利用者に通帳の形式で開示すべしというルールが採用されるべきかもしれない。CIはプライバシーの定義や価値に関する議論を回避するため、どちらのルールがよいか判断が困難となる。

CIの限界は、情報技術によって生じる倫理的問題が得意なものかどうかに関する情報倫理学上の立場が関係しているように思われる。コンピュータ倫理学の開拓者の一人であるMoor (1985) は、情報技術によって生れる倫理的問題は指針の空白 (policy vacuum) とみなすべきと示唆した。この指針の空白を埋めることが情報倫理学・コンピュータ倫理学の重要な使命である (Johnson 2001=2002: 9-15; 大谷 2014)。

この指針の空白において見出される倫理的問題が、一般的・伝統的な倫理的問題とはまったく異なる特異なものを見出すか、それとも一般的・伝統的な倫理的問題の新種と見出すかで、指針の空白へのアプローチの仕方は異なることになる。つまり、前者であれば、まったく新しい倫理的概念等を創出する必要がある一方で、後者であれば、従来の問題から類比的に考察することが可能となる (Johnson 2001=2002: 23-33)。

Nissenbaumは、明らかに後者の立場に立ち、次のように述べる。

……オンラインで起きる現象の大部分は社会生活に分厚く大規模に統合されている（また、逆も真である）ので、オンラインのプライバシー問題を解くには完全に統合的な接近法が求められる (Nissenbaum 2011)。

すなわち、Nissenbaumは社会的慣習・規範の安定性を仮定しており、これが正しい限りで、

Nissenbaumのアプローチは、プライバシー管理のうえで一定程度の有効性を有すると思われる。ただし、「読書通帳」の例でみたように、必ずしも社会的慣習・規範は時間に対しても、集団間でも安定的ではないように見える。

(2) Solove (2008=2013) のプラグマティズム的アプローチ

法学者のSolove (2008=2013) は、プライバシーの多義性と文脈依存性に対処するため、Wittgensteinの家族的類似 (family resemblance) の概念および、JamesおよびDeweyに始まるプラグマティズム (pragmatism) の哲学に依拠するアプローチによる解決を提案する。

プライバシーの多義性に対しては、プライバシー概念の多元主義的理解を提唱する。

プライバシーとは多元的な複数の事物につけられた総称 (umbrella term) であって、イギリスのプライバシー法学者Wacks (2000) を引用し、「幸福」や「セキュリティ」のような星雲状の概念だとする。つまり、プライバシーと呼ばれるものすべてに共通の要素はない (Solove 2008=2013: 62-64)。

むしろプライバシーと呼ばれる事柄Aと事柄Bは要素Xが共通である一方、事柄Cと事柄Dは要素Yが共通であるというように、プライバシーと呼ばれるものを相互に比較したとき共通または類似の要素がそれぞれに見られるという似方をしている。つまり、プライバシーと呼ばれるすべてのものをハブとしてつなぐ共通要素があるわけではなく、プライバシー概念は、「関連する諸部分のクモの巣のようなネットワークから構成される概念」で、境界も曖昧なものなのである (Solove 2008=2013: 59-62)。

このように、同じ名称で呼ばれるものすべてに共通要素がないにもかかわらず、それぞれを比べてみると互いに似ている要素があるという状態については、Wittgensteinが、後期の主著 (死後出版) であ

る『哲学探究 (*Philosophical Investigations*)』で、「家族的類似」の概念として示したものである (同書では、「ゲーム」という概念が家族的類似によって理解されるとした) (Wittgenstein 1953=1976: 68-71)。

この点だけを取り上げると、Soloveの理論はプライバシーと呼ばれるものに共通要素がないとする還元説に相当するように見えるものの⁶⁾、彼はプライバシーの価値をほかの価値に還元しない点で、還元説とは距離を置く。Soloveが拠り所とするのは、理論・概念の彫琢を第一に行おうとするのではなく、具体的問題 (problems) から探究を開始するプラグマティズムの伝統である。つまり、プライバシー侵害やプライバシー懸念が生じる問題状況に着目し、そこからどのようなプライバシー侵害やプライバシー懸念が起こるか、過去の学説・判例等を参照して考察するアプローチである。

Solove (2008=2013: 92-97) は、プライバシーの文脈依存性を認めたくえて、現代における多義性・文脈依存性の解決として採用される個人の選好 (preferences) や合理的期待 (rational expectations) を否定する。

というのは、プライバシーは規範的要素を有し、個人の気まぐれに左右される選好や、プライバシー期待は望ましい規範と一致しないことがあるからである。後者のプライバシー期待に関しては、期待が歪曲される可能性と、期待がない場合にもプライバシーが望まれている状況が存在するという、2つの問題がある。

プライバシーの期待が歪曲される原因は、2つある。

1つは、認知能力の限界による歪曲である。プライバシー行動を研究する行動経済学者が指摘するように、人間の記憶や推論などの認知能力には限界があり (限定的合理性)、プライバシーリスクの見積もりが失敗したり、プライバシー状態が改善される

かもしれないという見通しを得られない場合がある (Slobogin and Schumacher 1993; Acquisti and Grossklags 2006)。

次に、慣習的实践や強制によって、期待が歪められる可能性がある⁷⁾。フィクションの例であるが、『1984年』的状況に置かれ、その状況を慣習的に受け入れさせられた個人は、プライバシー意識が歪み、プライバシーの期待をもたなくなるかもしれない (Solove 2008=2013: 95)⁸⁾。

プライバシー期待がなかったとしても、プライバシー規範が必要とされた歴史的事例に関しては、先にも引用した郵便制度における通信の秘密の要求である。1710年にイギリス郵便法が制定されてからも郵便における通信の秘密は侵害され続け、1753年にイギリスのアメリカ植民地の郵政長官を務めたFranklinが郵便局員に郵便物を開封させないと宣誓させた時代でも、郵便のプライバシーが保護されるという期待はなかった。にもかかわらず、郵便のプライバシーを保護するための法がその後制定され、すでに述べたように、1877年に合衆国連邦憲法修正第4条によって封をされた郵便物は検閲から保護されるという判例ができ、郵便における通信の秘密が制度として成立することとなった (Solove 2008=2013: 82-83, 96)。

すなわち、主観的な選好や共同主観的な期待にプライバシーの基礎を求めることには、無理があると、Soloveは主張する。代わって、彼が依拠するのは、プラグマティズムのアプローチと呼ばれるものである。その要点は、プライバシーの社会的価値の認識と、プライバシーの懸念・侵害が生じる状況 (問題 problems) への着目である。

プライバシーの価値は一般的に個人的なものであるとされることが多いため、安全保障 (セキュリティ) や表現・言論の自由などの社会的価値と衝突する場合、容易に制限されるべきと議論されることが多い。Soloveはこの見方に反対して、プラ

イバシーには社会的価値があると主張する。これは、Deweyが、個人主義・自由は社会の共通善と結びついており、個人の社会的活動を可能とするために存在すると見たことに発想を得ている (Solove 2008=2013: 127; Dewey 1936: 373-375)。

では、プライバシーにはどのような社会的価値があるのだろうか。

まず、プライバシーは社会的活動の促進のために必要とされる。医師などの医療行為を行う専門職や弁護士、公務員など特定職業においては、守秘義務があることで、その職務遂行が円滑に行われる。守秘義務がないとしたら、患者やクライアント、住民は自分の窮状を医師や弁護士、公務員等に正直に訴えることに躊躇を覚えるだろう。また、Fried (1964) やRachels (1975) が指摘するように、プライバシーは人間関係の構築・維持一般のために必要とされる。この点でも、プライバシーには社会的機能がある⁹⁾。

また、プライバシーは、政府・企業などの大組織と個人との間の権力の非対称性があまりにも大きくなることを防止するとも考えられる。社会学者Merton (1957=1961: 341) が指摘するように、プライバシーは社会構造が有効に働くうえで重要な機能的要件であって、プライバシーがない社会においては、個人の表現・言論などの活動が萎縮し、大勢順応主義・同調主義的傾向が高まるだろう。

さらに、Soloveは、具体的問題から探究を開始する方法を取るプラグマティズムの立場から、プライバシーを考察するに当たって、抽象的な理論・定義から開始するのではなく、プライバシー侵害やプライバシーの懸念が生じる状況、つまり「問題」に着目すべきだと主張する。すでにみたように、プライバシーの (一見、多義性と見える) 家族的類似性と、文脈依存性によって、何がプライバシーであるかは文脈 (状況) によって決まることになる。そのとき、個別具体的な状況に着目するのではなく、ある程度一般化されているが、十分に問題を特定でき

る文脈（状況）に着目し、その状況における「問題」（プライバシー侵害、プライバシーの懸念）からプライバシーを考察するよう、Soloveは勧める（Solove 2008=2013: 97-100）。

Soloveは、プライバシーの多元主義的理解と問題状況に着目するアプローチによって、情報技術が発達・普及した社会における、Prosser（1960）の4類型に代わる新しいプライバシー侵害の類型論を提示する（Solove 2008=2013: 142-243）。

この類型論では16のプライバシーに関する有害な活動が特定されるが、1）情報収集（information collection）、2）情報処理（information processing）、3）情報拡散（information dissemination）、4）侵襲（invasion）の4グループに整理される（Solove 2008=2013: 142-148）。

Soloveのプラグマティズム的アプローチの長所は、次のとおりである。

- 1）整合説・還元説以外の立場の提示 Soloveの理論は、Prosserと同様に、プライバシーにかかわる有害活動の類型論を提示し、プライバシー概念の多元主義的理解を示した点では、還元説と共通する。その一方で、社会的活動の促進などの社会的価値という観点から、包括的にプライバシーの機能を説明し、その倫理的正当化を行おうとする点は、還元説とは大きく異なる。
- 2）プライバシーの規範性の指摘 プライバシーの（合理的）期待がなくてもそれが求められるという歴史的事実等を示すことで、選好・期待等の心的事実からのプライバシーの説明が破綻することを示した。そのうえで、プライバシーが規範として要請される点を明らかにした。
- 3）類型論によるプライバシー問題の包括的概観 類型的モデルを提示し、現代のプライバシー問題を包括的に概観する手段を示した。

4）社会的価値によるプライバシーの倫理的正当化 上記1）で示したように、Deweyに想を得て社会的価値からプライバシーの価値を倫理的に正当化したことで、プライバシーの価値や意義に関して議論する余地を残した。プライバシー侵害やプライバシーの懸念が生じた状況について考察する際に、その状況において何らかの介入を行うべきかどうか、価値の比較衡量が行えることとなった。

一方、その問題点・限界は次のとおりである。

- 1）社会的活動を促進しない、無害なプライバシーの正当化が困難ではないか Soloveの枠組みでは、社会的活動を促進しないタイプの自室で無為に過ごすなどの私的時間について、プライバシーを保護する根拠がなくなるように思われる。もちろん無為に過ごすことが、身体的・心理的疲労の回復に役立ち、再び社会的活動に取り組むための活力を取り戻すこととなるという根拠づけは、おそらく可能であろう。しかしながら、社会的活動に取り組むための活力を取り戻すためには過剰に怠けている、または、無為に過ごすことによって、社会的活動を行う気力を損なっていると考えられるような時間の過ごし方をするについて、政府・社会等が干渉するのは、過剰に自由を制限することとなりそうである。
- 2）多種多様なプライバシー概念に共通要素は本当にないのか Soloveは、プライバシーは総称であって、そう呼ばれるものには家族的類似はあったとしても、すべてを通分する共通要素は存在しないと示した。とくに、情報プライバシーと、自律・自己決定権に関するプライバシーは正当化が難しそうにも見える。その一方で、尊厳または自由という観点から、この2種類のプライバシーをいずれも正当化できるとの見方もある（宮下 2015: 75-192）。

プライバシーと呼ばれるものが何であるか探究はさらに続けるべきであろう。

ただし、たととしても、Soloveのプライバシー管理に関するプラグマティズム的アプローチ（とくに、その類型論）は、プライバシーの定義を問題にしないことから、定義にかかわらず、依然として有効である可能性は高い。

- 3) プライバシー「権」ではないプライバシーの軽視 Soloveが法学者であるところから、必ずしもプライバシー権として扱うことができないようなプライバシーの問題には無頓着なように見える。

Westin (1967: 8-22) が示したように、人類は、衣服・家屋など建築物の構造によって、物理的に他人による知覚を遮断するだけでなく、礼法やマナーなどの慣習・倫理によって、ある種の社会的文脈における身体やその部位、ある種の行為、所有物、心理的状态などへのアクセスを禁止、または制限して、プライバシーに相当する何ものかを保護してきた。私たちの日常生活においては、プライバシー権という法廷で争われる権利という形でなかったとしても、こうしたプライバシーが守られているという信頼が重要である (Mizutani, Dorsey and Moor 2004)。

ところが、Soloveの理論では、こうしたプライバシー権ならぬプライバシー保護に関しては考察することが困難である。一方で、Nissenbaumの理論においては、社会規範は権利保護のための法に限られない。この点が、Soloveの理論の限界のように思われる。

(3) 小括：2つの理論の共通点と相違点

NissenbaumとSoloveの理論におけるプライバシーの多義性と文脈依存性に対する対処には、2つの共通点がある。すなわち、

- 1) プライバシーの共通要素による定義を回避する プライバシーの多義性に関しては、プライバシー概念の定義を行わないという対処が、2人の第一の共通点である。

NissenbaumのCIにおいてはプライバシーの定義や価値づけは行わず、文脈と、その文脈における情報のタイプ、それを制約する規範（伝達規則）に着目する。プライバシーの共通要素による定義を回避することで、プライバシーの多義性に悩まされずに済む。

一方、Soloveのプラグマティズム的アプローチにおいては、プライバシーと呼ばれるものは家族的類似を示す多元主義的概念であるとして、多義性そのものを受け入れる。やはりプライバシーの共通要素による定義を回避することに、その方法の大きな特徴がある。

- 2) ある程度一般性をもつ状況（文脈）のタイプからプライバシー管理を考察する プライバシーの文脈依存性については、個別具体的な文脈に着目するのではなく、ある程度一般性を有するプライバシー侵害が起こりうる状況（文脈）に着目する点に、2人の理論・アプローチには共通点がある。また、状況のタイプごとにプライバシー侵害の懸念が起こりうる可能性を考察し、プライバシー管理の方法を構想しようというアプローチも共通である。

NissenbaumのCIにおいては、文脈に着目して、その文脈の規範の破綻がないか、破綻の可能性がないかどうかを観察・推測することが、そのプライバシー管理の要となる方法である。

Soloveの理論においては、プライバシー侵害やプライバシーの懸念という「問題」に着目し、データ主体を起点とする情報収集・情報処理・情報拡散・侵襲という大まかな状況のタイプを示し、さらにそれぞれの状況のタ

イブを細分化して（それでも十分一般性のある程度に保ちつつ）、16の有害な活動の類型を取り出す。この類型にもとづいて、プライバシーに関する有害な活動が行われているかどうか判断することになる。

その一方で、2人の理論・アプローチには、次の2つの違いがある。

1) プライバシーの価値に関する考察 Soloveにおいては、Deweyのプラグマティズムに依拠して、プライバシーは社会的活動を促進する、または社会構造を規定するなどの社会的価値を有すると分析する。それに対して、NissenbaumのCIの基本的枠組みにおいては、従来の理論の整理はあるものの、自らの立場・主張は明らかにされていないように見える。

プライバシーがその他の価値と衝突する場合、比較衡量を行わざるを得ない。Nissenbaum (2010: 65-88) においては、プライバシーの個人・人間関係・社会にとっての価値に関する議論が行われている。また、Nissenbaum (2011) においては、目的や帰結、価値などからプライバシー問題を考察し、次に規範に着目すべきと述べている。

しかしながら、プライバシーの価値とその他の価値とをどのように比較衡量すべきかのガイドがないので、CIを用いる専門家の道徳的直観や法的知識に依拠せざるを得ない状況は変わらない。法分野においては、この問題は、違法性阻却事由が明確化されない事態を帰結するだろう。

また、CIの手続きにおいては、情報取得・収集の目的や帰結、価値などの考察が明示的に組み込まれているわけではない。

2) プライバシーの合理的期待説に対する態度 Nissenbaum (2010: 233) においては、「『プライバシーの合理的期待』は、……文脈的完全性と密接な概念的同盟関係にある」とされる。CIにおいては、さまざまな状況や行為の類比によって、文脈の性質を明らかにして、プライバシー侵害の懸念があるかどうかを検討する。プライバシーの合理的期待があるかどうかを判断する際に、この検討プロセスは役立つと、彼女は主張する。プライバシーの合理的期待は恣意性を含むが、CIの発見法的意思決定 (decision heuristic) にしたくえば、恣意性を抑えることができるという (Nissenbaum 2010: 233-236)。

一方、Soloveは、プライバシーの合理的期待という心理的事実に依拠するプライバシー侵害の判断基準は恣意的であるだけでなく、社会的活動の促進のためにはプライバシーが必要とされる状況であっても、プライバシーが期待されない場合があることを、歴史的事例などから示すことに成功した。つまり、プライバシーの合理的期待は、プライバシーが必要とされるかどうか、プライバシー侵害が起こっているかどうかに関しては、実は一次的な重要性を有さない可能性がある。

むしろプライバシーの価値や定義から、その状況や文脈においてプライバシーが必要とされるのか、プライバシー侵害が起きているかなどを判断しなくてはならない可能性が示唆される。

4. 結語と展望

本稿においては、プライバシーの多義性と文脈依存性の問題について議論を行い、これらの問題に対処しうる可能性を有する2つの理論について検討し

た。NissenbaumのCIとSoloveのプラグマティズム的アプローチは、いずれも共通要素によるプライバシーの定義を行わず、ある程度の一般性を有する文脈・状況に着目し、分析する点に共通点がある。

一方で、プライバシーの価値や規範としての性質に関しては、2つのアプローチには違いがあることがわかった。Soloveのアプローチは、プライバシーの合理的期待という心理的事実に依拠するプライバシー侵害の判断基準の限界に対してより自覚的で、プライバシーの社会的価値などの観点から、プライバシー侵害の懸念があるかどうかは検討すべきことを示唆している点が重要である。

2つの理論を検討し、現在から近未来にかけてのテクノロジーやビジネス、サービス等の変化を考えると、今後次のような主な研究課題がある。

(1) 権利ではないプライバシーとプライバシー権を統一的に扱うことができる理論の構築

プライバシーにかかわる懸念やプライバシー侵害の危害とは何かを考察することが、このような理論の構築には役立つと考えられる。

Van Den Hoven (2008) による個人情報の不正行為における道徳的自律と道徳的アイデンティティへの影響に関する考察や、Goffmanのシンボリック相互作用論を手掛かりとする社会学的研究(片桐1996; 阪本1999)等が役に立つと考えられる。これらの考察を踏まえ、裁判例やその他国内外のプライバシーに関する理論を検討することで、プライバシーの一般的理論が生まれる可能性がある。

また、プライバシーの権利は人格権とする立場が歴史的に優越してきたが(新保2000; 船越2001; 宮下2015; 石井2014など)、Moore(2010)のように、財産権として再構築する試みもみられる。Floridi(2005)は、プライバシーの存在論的分析によって、情報の所有という観点から情報プライバシーを理解できると主張する。このように、所有・財産権とい

う観点からの一般理論に関しても、その可能性を検討する必要がある。

(2) 個人情報の自己コントロールと同意の問題

一般的に、個人情報の取得に当たって、取得する個人情報の種類、取得の事実、利用目的などを通知したうえで同意を得れば、プライバシー侵害が起こらないと考えられている。ところが、すでにみたように、データマイニングなどによって、一見したところ機微ではない情報やデータ主体が自発的に情報発信したデータを大量に集めて分析することで、機微な情報が解明される可能性がある。その帰結が見通せないことから、自発性や同意が無意味になる場面が考えられる(Balocas and Nissenbaum 2015)。

さらに、IoT(Internet of Things)が普及すると、個人情報の取得に当たって、同意が実質的にはほぼ不可能になることが考えられる。同意が必要ないように、個人を特定されないよう情報のノイズをデータに混ぜるなどの方法も案出されているものの、従来の通知・同意原則が崩れることには変わりがない。

情報社会におけるプライバシーを考察するためには、新しい技術的環境における個人情報取得時の同意の問題を考察する必要がある。

(3) 情報社会における評判とアイデンティティ管理

情報社会におけるプライバシー問題は、評判とアイデンティティの管理に関する問題へと変容しつつあるように思われる(Solove 2007; Fertik and Thompson 2015=2015)。さらに、最近では、法学分野において、自画像の同一性にまで踏み込みプライバシー権を考察する必要性が検討されている(曾我部2010 水野2010など)。自己が発信した情報に関して削除権を認めようというEUの新たなデータ保護規則において提案されている「忘れられる権利」も、評判とアイデンティティ管理にかかわるものである。

(4) 遺伝子情報にかかわるプライバシー問題

遺伝子解析研究は、医療分野において今後私たちに大きな恩恵を施すと考えられているが、個人の遺伝子情報はきわめて機微性が高く、厳重な保護が求められる。また、個人の遺伝子解析を行うと、そこで明らかになった情報は、同一の遺伝子を有する家族にも影響を及ぼす。個人が遺伝子情報の取得と分

析、利用に同意した場合、その家族に通知・同意がない場合には、家族のプライバシーが侵害される可能性が生まれる。

山本・鈴木・川嶋・藤田（2015）で、個人の遺伝情報保護のルール形成の観点から、この問題は論じられている。

註

1) ただし、ただリストを作成して手元に置くだけでは、リストに乗せられた人物の社会的声望や主観的感情等に危害を加えることはないから、プライバシー侵害であるとは言えないであろう。

2) 本稿で取り上げる論者のうち、Soloveのみが、自らの哲学的立場を、W. JamesやJ. Deweyに始まるプラグマティズムの伝統に位置づけている。

本稿でいう「プラグマティックなプライバシー論」とは、必ずしも哲学的立場としてプラグマティズムを標榜するプライバシー研究だけではなく、定義の問題を回避するとともに、プライバシーの価値と重要性を認め、情報社会におけるプライバシー問題解決に資することを目的とするアプローチ全般を指す。

なお、プラグマティズムとその展開に関しては、魚津（2006）および、Putnum（1995=2013）、伊藤（2016）『現代思想』43 (11)所収の諸論考を参照のこと。

3) ここで、right over personを人格にかかわる権利、すなわち人格権と訳さず、人身にかかわる権利と訳すのは、秘密にもっているポルノ写真を他者に見せないままにしている権利が財産権にもとづくのと同様に、家の中をスパイ道具で覗かれない権利はright over personにもとづくというThomson (1975)における議論があるからである。ここでは、スパイ道具によって観察されるだろうものは人格ではなく人身であるから、人身についての権利と解釈した。

4) 平成14（受）最高裁平成15年9月12日損害賠償請求事件 http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52357 (accessed 2016-1-3).

5) なお、米国においては、開業医の氏名・クリニックの所在地情報等の公知の情報が、インターネットで開示されたことで、殺人・傷害などの被害を招いた事件が起きている。1996年、米国の人工妊娠中絶に反対する狂信的活動家が、中絶手術を行う産婦人科医について、公開の医師登録情報から、その顔写真・医師登録番号・クリニックの所在地等の情報を「Nurmburg File」と称するリストとしてインターネットに掲示した。この情報をもとに、開業医を襲撃し、傷を負わせ殺害する事件が、1990年代末まで連続して起きた（「ネットが変える犯罪 米国からの報告：中 ニュルンベルクファイル」『朝日新聞』1999年3月5日朝刊37頁）。ただし、この事件報道が、日本における住所などの個人情報保護意識を劇的に高めたとはあまり考えられない。

6) この論点について、応用哲学会第5回年次研究大会（2013年）において質問をいただいた京都大学大学院文学研究科の水谷雅彦教授に感謝申し上げる。

7) 単純な選好功利主義を批判するため、それまでに生きてきた社会環境に対して適応的に選好が形成され、自分自身にとって必要・望ましいものを選考しないという、Sen (1999=2000) やNussbaum (2000=2005: 133-202) が検討した適応的選好形成 (adaptive preferences formation) の問題との並行性が注目される。

8) Solove (2008=2013: 95) では、電子的監視は私たちににとって負担にならないと政府が宣伝することによって主観的なプライバシーの期待が消えていく可能性を示唆したAmsterdam (1974) の論文が引用されている。

9) Soloveはあげていないものの、プライバシーが民主政を促進するという点から、プライバシーを擁護する議論は数多い。水谷 (2004: 66) やJohnson (2001=2002: 180-186)などを参照。

謝辞

本稿は、科学研究費補助金・基盤研究 (C) (課題番号: 23520048, 26370040) の研究成果の一部である。

引用文献・参考文献

- Acquisti, Alessandro and Jens Grossklags (2005) "Privacy and Rationality: Theory and Evidence," in *Privacy and Technologies of Identity: A Cross-Disciplinary Conversation*, Strandburg, K. and Raicu, D.S. eds., Springer, 15-29.
- Allen, Anita L. (1988) *Uneasy Access: Privacy for Women in a Free Society*, Rowman & Littlefield.
- Amsterdam, Anthony (1974) "Perspectives on the Fourth Amendment," *Minnesota Law Review* 58, 349-477.
- Balocas, Solon and Nissenbaum, Helen. (2015) "Big Data's End Run around Anonymity and Consent", in *Privacy, Big Data, and the Public Good*, Lane, Julia, Stodden, Victoria, Bender Stefan, and Nissenbaum, Helen eds, Cambridge University Press, Cambridge, 44-75.
- Barwise, John and Perry, John (1983) *Situations and Attitudes*, the MIT Press.= (1992) 土屋俊・鈴木浩之・白井英俊・片桐泰弘・向井国昭訳『状況と態度』産業図書.
- Benn, Stanley I. (1971) "Privacy, Freedom and Respect for Persons," in *Nomos XIII Privacy*, Pennocock, J.R. and Chapman, J.W. eds., Atherton Press, 1-26.
- Bloustein, Edward (1964) "Privacy as an Aspect of Human Dignity: an Answer to Dean Prosser," *New York University Law Review* 39, 962-1007.
- Bok, Sissela (1983) *Secrets: On the Ethics of Concealment and Revelation*, Pantheon Books.= (1997) 大澤正道訳『秘密と公開』法政大学出版局.
- DeCew, Judith (2013) "Privacy," *Stanford Encyclopedia of Philosophy* <http://plato.stanford.edu/entries/privacy/>
- Dewey, John (1936) "Liberalism and Civil Liberties in *The Later Works of John Dewey*, Boydston," Jo Ann ed. (1991) Southern Illinois University Press, 372-375.
- Duhigg, Charles (2012) "How Companies Learn Your Secrets," *New York Times*, Feb. 16, 2012 http://www.nytimes.com/2012/02/19/magazine/shopping-habits.html?_r=0
- Elster, Jon (1982) "Sour Grapes: Utilitarianism and the Genesis of Wants," in *Utilitarianism and Beyond*, Sen, Amartya, and Williams, Bernard, eds., Cambridge University Press, 219-238.
- Fertik, Michael and Thompson, David C. (2015) *The Reputation Economy: How to Optimize Your Digital Footprint in a World Where Your Reputation Is Your Most Valuable Asset*, Crown Business. = (2015) 中里京子訳『勝手に選別される世界 ネットの「評判」がリアルを支配するとき、あなたの人生はどう変わるのか』ダイヤモンド社.
- Freund, Paul A.(1971) "Privacy: One Concept or Many," in *Nomos XIII Privacy*, Pennocock, J.R. and Chapman, J.W. eds., Atherton Press, 182-198.
- Fried, Charles (1968) "Privacy," *Yale Law Journal* 77, 475-493.
- Gavison, Ruth (1980) "Privacy and the Limits of Law," *Yale Law Journal* 89, 421-471.
- Gerety, Tom (1977) "Redefining Privacy," *Harvard Civil Rights-Civil Liberties Law Review* 12, 233-296.
- Gross, Hyman (1967) "The Concept of Privacy," in *Nomos XIII Privacy*, Pennocock, J.R. and Chapman, J.W. eds., Atherton Press, 34-54.
- Inness, Julie C. (1992) *Privacy, Intimacy, and Isolation*, Oxford University Press.

- Johnson, Deborah G. (2001) *Computer Ethics, 3rd Edition*, Prentice Hall = (2001)水谷雅彦・江口聡監訳『コンピュータ倫理学』オーム社.
- Jourard, Sidney M. (1966) "Some Psychological Aspects of Privacy," *Law and Contemporary Problems* 31(3),307-318.
- Kawaguchi Kanako and Kawaguchi Yukiko (2012) "What Does Google Street View Bring about? —Privacy, Discomfort and The Problem of Paradoxical Others—," *Contemporary and Applied Philosophy*, 4, 19-34.
- McCloskey, H. J. (1985) "Privacy and the Right to Privacy," in *Moral Dilemmas: Readings in Ethics and Social Philosophy*, Purtil, R.L. eds. Wadsworth, 32-35.
- Merton, Robert K. (1957) *Social Theory and Social Structure*, Free Press. = (1961) 森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎共訳『社会理論と社会構造』みすず書房.
- Miller, Arthour (1971) *The Assault on Privacy*, Penguin Group. = (1974) 片方善治・饗庭忠男監訳『情報とプライバシー』ダイヤモンド社.
- Mizutani, Masahiko, Dorsey, John, and Moor, John (2004) "The Internet and Japanese Conception of Privacy," *Ethics and Internet Technology*, 6 (2), 121-128.
- Moor, John H. (1999) "Towards a Theory of Privacy in the Information Age," *Computers and Society*, 27 (3), 27-32.
- Moore, Adam (2010) *Privacy Rights: Moral and Legal Foundations*, Penn State University Press.
- Nissenbaum, Helen (1998) "Protecting Privacy in an Information Age: The Problems of Privacy in Public," *Law and Philosophy*, 17, 559-596.
- Nissenbaum, Helen (2010) *Privacy in Context: Technology, Policy, and the Integrity of Social Life*, Stanford Law Books.
- Nissenbaum, Helen (2011) "A Contetual Approach to Privacy Online," *Daedalus* 140 (4), 32-48.
- Nussbaum, Martha (2000) *Women and Human Development*, Cambridge: CambridgeUniversity Press. = (2005) 池本幸生, 田口さつき, 坪井ひろみ訳『女性と人間開発：潜在能力アプローチ』岩波書店.
- Peikoff, Amy L. (2006) "The Right To Privacy: Contemporary Reductionists and Their Critics," *The Virginia Journal of Social Policy & the Law* 13 (3), 474-551.
- Posner, Richard A. (1981) *The Economics of Justice*, Harvard University Press.= (1991) 馬場孝一・國武輝久監訳『正義の経済学 規範的法律学への挑戦』木鐸社.
- Prosser, William (1960) "Privacy," *California Law Review* 48, 383-423.
- Putnum, Hilary (1995) *Pragmatism*, Wiley=Blackwell. = (2013) 高頭直樹訳『プラグマティズム』晃洋書房.
- Rachels, James (1975) "Why Privacy is Important," *Philosophy and Public Affairs*, 4, 26-44.
- Reiman, Jeffrey H. (1995) "Driving to the Panopticon: A Philosophical Exploration of the Risks to Privacy Posed by the Highway Technology of the Future," *Computer and High Technology Law Journal*, 11, 27-44.
- Sen, Amartya (1984) *Resources, Values, and Development*, Basil Blackwell.
- Sen, Amartya (1999) *Development as Freedom*, Oxford University Press.= (2000) 石塚雅彦訳『自由と経済開発』日本経済新聞社.
- Schoeman, Ferdinand D. (1984) "Privacy: philosophical dimensions of the literature," in *Philosophical Dimensions of Privacy: An Anthorogy*, Schoeman, Ferdinand D.,ed., Cambridge University Press, 1-33.
- Slobogin, Christopher and Schumacher, Joseph E. (1993) "Reasonable Expectations of Privacy and Autonomy in Fourth Amendment Cases: An Empirical Look at 'Understanding' Recognized and Permitted by Society," *Duke Law Journal* 42, 727-775.
- Solove, Daniel J. (2007) *The Future of Reputation*, Yale University Press.

- Solove, Daniel J. (2008) *Understanding Privacy*, Harvard University Press. = (2013) 大谷卓史訳『プライバシーの新理論：概念と法の再考』みすず書房.
- Solove, Daniel J. (2010) *Nothing to Hide: The False Trade Off Between Privacy and Security*, Yale University Press.
- Tavani, Herman T. and Moor, James H. (2001) "Privacy Protection, Control of Information, and Privacy Enhancing Technologies," *Computers and Society*, 31(1), 6-11.
- Tavani, Herman T. (2008) "Informational Privacy: Concepts, Theories, and Controversies," in *The Handbook of Information and Computer Ethics*, Wiley, Himma, Kenneth Einar and Herman Tavani, eds., 131-164.
- Thomson, Judith Jarvis (1975) "The Right to Privacy," *Law Quarterly Review*, 96, 73-89.
- Van Den Haag, Ernest, "On Privacy," in *Nomos XIII Privacy*, Pennocock, J.R. and Chapman, J.W. eds., Atherton Press, 34-54.
- Van den Hoven, Jeroen (2008) "Information technology, privacy, and the protection of personal data", in *Information technology and moral philosophy*, Van Den Hoven, J. and Weckert, J. eds., Cambridge University Press, 301-322.
- Warren, Samuel and Brandeis, Louis (1890) "The Right to Privacy," *Harvard Law Review* 4 (5), 193-220.= (1962) 外間寛訳「プライバシーの権利」戒能通孝・伊藤正巳編『プライバシー研究』日本評論社, 1-42.
- Westin, Alan (1967) *Privacy and Freedom*, Atheneum Press.
- Wittgenstein, Ludwig (1953) *Philosophical Investigations*, Basil Blackwel. = (1976) 藤本隆志訳『ウィトゲンシュタイン全集 8 哲学探究』大修館書店.
- 青柳武彦 (2008) 『情報化時代のプライバシー研究』NTT出版.
- 船越一幸 (2001) 『情報とプライバシーの権利 サイバースペース時代の人格権』北樹出版.
- 堀部政男 (1988) 『プライバシーと高度情報化社会』岩波書店.
- 石井夏生利 (2008) 『個人情報保護法の理念と現代的課題 プライバシー権の歴史と国際的視点』勁草書房.
- 石井夏生利 (2014) 『個人情報保護法の現在と未来 世界的潮流と日本の将来像』勁草書房.
- 伊藤邦武 (2016) 『プラグマティズム入門』筑摩書房.
- 片桐隆隆 (1996) 『プライバシーの社会学 相互行為・自己・プライバシー』世界思想社.
- 警察庁 (2004) 『平成16年版 警察白書 地域社会の連帯』ぎょうせい.
- 水野謙 (2010) 「プライバシーの意義に関する序論的考察：人は自分の姿とどう向き合うのか」『学習院法学会雑誌』45 (2), 1-43.
- 水谷雅彦 (2004) 『情報の倫理学』丸善.
- 宮下紘 (2015) 『プライバシー権の復権—自由と尊厳の衝突—』中央大学出版部.
- 内閣府 (2003) 「個人情報保護に関する世論調査」<http://survey.gov-online.go.jp/h18/h18-hogo/index.html>
- 名和小太郎 (2008) 『個人データ保護 イノベーションによるプライバシー像の変容』みすず書房.
- 岡村久道 (2010) 『個人情報保護法の基礎知識 第2版』日本経済新聞社.
- 大谷卓史 (2013) 「ICT時代の図書館とプライバシー」日本図書館協会連続セミナー「みんなでつくる・ネットワーク時代の図書館の自由」2013年8月1日大阪市立総合生涯学習センター http://researchmap.jp/?action=cv_download_main&upload_id=50071 (accessed 2016-1-5)
- 阪本昌成 (2007) 「プライバシー保護および個人情報保護をめぐる日・米の法理論および判例理論——その顕著な違い——」『2007年日中公法学シンポジウム報告書 2007年10月27日』, 50-61 <http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programs/english/asianlaw/japanese/nichu/repo/031.pdf>
- 阪本俊生 (1999) 『プライバシーのドラマトウルギー フィクション・秘密・個人の神話』世界思想社.
- 新保史生 (2000) 『プライバシーの権利の生成と展開』成文堂.

曾我部真裕 (2010) 「『自己像の同一性に対する権利』について」『法学論叢』167(6), 1-27.

土屋俊 (2009) 『土屋俊 言語・哲学コレクション2 心の科学の可能性』くろしお出版.

魚津郁夫 (2006) 『プラグマティズムの思想』筑摩書房.

若松真平 (2016) 「ATM感覚『読書通帳』が人気 貸し出し倍増の図書館も」『朝日新聞』2016年1月4日 <http://www.asahi.com/articles/ASHDG6DSLHDGUEHF01W.html> (accessed 2016-1-5)

山本奈津子・鈴木正朝・川嶋実苗・藤田卓仙 (2015) 「個人の遺伝情報の保護における国レベルでのルール形成に向けた試論—個人情報保護法とその改正法を中心に」『医療・生命と倫理・社会』12, 115-123 http://www.med.osaka-u.ac.jp/pub/eth/OJ_files/journal.html